

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1	平成30年11月1日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 (P.5)		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 (P.5)	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書）の審査、管理 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税通知データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
2	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37(別紙2 P.9)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先37 (別紙2 P.9)	変更	提供先における用途：雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務	提供先における用途：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
3	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2(P.20)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先2 (P.20)	変更	移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	移転先における用途：生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
4	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41(別紙3 P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先41 (別紙3 P.11)	変更	移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	移転先における用途：墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱による介護者支援事業の利用に関する事務	事前	
5	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先46(別紙3 P.13)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先46 (別紙3 P.13)	変更	移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	移転先における用途：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事前	
6	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度 (P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度 (P.10)	変更	当初賦課時(1月～4月)に入手 ・申告情報(確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書)：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在住民データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ・個別に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	当初賦課時(1月～4月)に入手 ・申告情報(確定申告書等)：1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護関係情報：1月に入手 ・1月1日現在住民データ：1月に入手 ・年金特別徴収対象者情報、介護・高齢者福祉関係情報：5月に入手 ・個別に対応する事務に際して入手 ・当初賦課以降の新規賦課、税額更正に関する申告情報：随時入手 ・年金特別徴収通知ファイル：毎月入手 ・本人確認情報、障害者福祉関係情報及び生活保護関係情報：減免の都度、随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
7	平成30年11月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性 (P.10)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手に係る妥当性 (P.10)	変更	申告情報(確定申告書、公的年金等支払報告書、給与支払報告書、特別区民税・都民税申告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	申告情報については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、国税庁・年金保険者・給与支払者・住民からの情報提供を受けている。住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)第7条に規定する事項、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
8	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 (P.12)	変更	地方税電子化協議会から伝送される範囲となる。	地方税共同機構から伝送される範囲となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
9	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11(P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先11(P.23)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
10	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42(P.11)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先42(P.11)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
11	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先43(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
12	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44(P.12)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先44(P.12)	変更	福祉保健部障害者福祉課	福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健予防課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
13	令和1年6月18日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 記録される項目 (別添2)ファイル記録項目(住民税)(P.43)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2.基本情報	記録される項目 (別添2)ファイル記録項目(住民税)(P.43)	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1)識別情報 個人番号、宛名番号 (2)連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3)業務関連情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額	1 個人住民税賦課情報ファイル (1)識別情報 個人番号、宛名番号 (2)連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3)業務関連情報 自治体コード、賦課年度、宛名番号、徴収区分、履歴No、課税番号・指定番号、生年月日、性別、受給者番号、非課税区分、 (中略) 控除対象配偶者、老人控除対象配偶者、同一生計配偶者、同居老親等扶養親族数、老人扶養親族数、特定扶養親族数、一般扶養者数、 (中略) 所得割額(都)、均等割額(都)、年税額、還付額、充当額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
14	令和1年6月18日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 (P.37～42)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要		(P.37～42)	変更	別添1のとおり	別添2のとおり	事後	
15	令和1年6月18日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (P.71～77)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		(P.71～77)	変更	別添3のとおり	別添4のとおり	事後	
16	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先65(別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先65 (別紙3 P.23)	追加		移転先65：区民部国保年金課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人以上10万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
17	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先66(別紙3 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先66 (別紙3 P.23)	追加		移転先66：子ども・子育て支援部子ども施設課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
18	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先62(別紙2 P.22)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先62 (別紙2 P.22)	変更	提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税関係情報	提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
19	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先64(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先64 (別紙2 P.23)	追加		提供先64：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二(第20項) 提供先における用途：身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
20	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先65(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先65 (別紙2 P.23)	追加		提供先65：市町村長 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二(第53項) 提供先における用途：知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
21	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先66(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先66 (別紙2 P.23)	追加		提供先66：厚生労働大臣 法令上の根拠：番号法第19条第7号 別表第二(第117項) 提供先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 提供する情報：個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 提供方法：情報提供ネットワークシステム 時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
22	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.53)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
23	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容 (P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.53)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月17日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
24	令和1年12月13日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
25	令和1年12月13日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容(P.3)		基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容 (P.3)	変更	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税申告書の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税廃車申告書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
26	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】(別添1) 事務の内容 (P.2)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	(別添1) 事務の内容		(P.2)	変更	(備考) 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 具体的には、 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 軽自動車税申告書や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	(備考) 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 具体的には、 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。 賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。 軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。また、住民票情報等を照会する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
27	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度(P.30)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度 (P.30)	変更	定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税申告書情報：毎月2回入手	定期的に入手する情報 ・住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 ・軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)情報：毎月2回入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
28	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示(P.30)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示 (P.30)	変更	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条及び番号法別表第二第27項に規定されている。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19及び番号法別表第二第27項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
29	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.61)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
30	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.61)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容 (P.61)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月15日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
31	令和1年12月13日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
32	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
33	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
34	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.68)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月16日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
35	令和1年12月13日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
36	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
37	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.75)	変更	(空欄)	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月17日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
38	令和1年12月13日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	(空欄)	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
39	令和1年12月13日	リスク対策 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		リスク対策	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先	変更	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6241	墨田区区民部税務課税務係 郵便番号130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話：03-5608-6008	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
40	令和2年2月17日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 (P.4)		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 (P.4)	変更	1 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴(公的年金からの特別徴収)の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	1 個人住民税の賦課事務に関する処理を行う。 ・当初課税処理：年度当初の賦課決定 ・例月課税処理：年度当初の賦課決定後の課税処理 ・確定申告受付処理：年度当初の区申告書等のデータ作成 ・課税照会処理：個人、事業所の課税内容照会 ・一括異動処理：収納、所得情報の決裁処理 ・一括発行処理：納税通知書・納付書等の発行、調定表等の帳票作成 ・データ取込処理：電子データ化された確定申告書、給与支払報告書等の取込 ・年金特徴処理：年金特徴(公的年金からの特別徴収)の判定、税額通知データ等の作成 ・税照会証明処理：課税・非課税証明書の発行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
41	令和2年6月12日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	・番号法第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (第27の項) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	【情報照会】 ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	記載内容の精査による、番号法別表の項番追加及び主務省令の条文追加並びに文言修正等の形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
42	令和2年6月12日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<p><住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。 	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理（IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー）が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 ・課税原票管理システムにおいてはセキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録）を行っている区画に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。 	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。
43	令和2年6月12日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<p><軽自動車税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録）に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要。 	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理（IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー）が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。
44	令和2年6月12日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理（指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入退室時間等を記録）に設置したサーバー内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要 	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入退室管理（IDカード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー）が行われている。 「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。 	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更当たらない。
45	令和2年10月9日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先67（別紙3 P.24）	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先67（別紙3 P.24）	追加		<p>移転先67：福祉保健部保健衛生担当保健予防課 法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途：墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 移転する情報：個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 移転方法：庁内連携システム 時期・頻度：照会を受けた都度</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
46	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	
47	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業員が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3：従業員が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・非常勤職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞記事等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。 	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
48	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1：目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	変更	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能（1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （2）番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能（1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 	事前	

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
49	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5:不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク5:不正な提出が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 () 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 () 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 	事前	
50	令和3年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 	事前	
51	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	
52	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。 	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
53	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 	事前	
54	令和3年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 物理的対策 具体的な対策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 	事前	

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
55	令和3年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3.特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。	
56	令和3年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3.特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	変更	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・非正規職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	・不適切なアクセスの監視及びアクセスログの種類に応じた定期的な管理を行っている。また、業務外利用した場合には特定可能であることを税務課職員に周知し、事務外での利用を抑制している。 ・毎年全職員に対し、e-ラーニング等のセキュリティ教育を行っている。 ・他自治体や行政機関において、住民等の情報の目的外利用や情報漏えいが発生した際の新聞報道等を課内にて情報共有している。 ・会計年度職員には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書を書かせている。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。	
57	令和3年3月31日	その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2.従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	事後	職員の名称変更に伴うものであり、重要な変更には当たらない。	
58	令和3年3月31日	その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2.従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（持続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとする。	事前		
59	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先13	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先13	変更	移転先における用途: 生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 低所得者介護サービス利用助成金の支給に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	移転先における用途: 生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
60	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先12	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先12	変更	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
61	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先49(別紙3)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先49(別紙3)	変更	移転先における用途: 墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務	移転先における用途: 墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱による医療費助成金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
62	令和3年6月10日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先56(別紙2)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先56(別紙2)	変更	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	移転先における用途: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。	
63	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先67(別紙2 P.23)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先67(別紙2 P.23)	追加		提供先67: 市町村長 法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二(第121項) 提供先における用途: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 提供する情報: 個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 提供方法: 情報提供ネットワークシステム 時期・頻度: 照会を受けた都度		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
64	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68(別紙2 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先68(別紙2 P.24)	追加		提供先68: 社会福祉協議会 法令上の根拠: 番号法第19条第8号 別表第二(第30項) 提供先における用途: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務 提供する情報: 個人住民税関係情報 提供する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 提供方法: 情報提供ネットワークシステム 時期・頻度: 照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
65	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先68(別紙3 P.24)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先68(別紙3 P.24)	追加		移転先68: 子ども・子育て支援部子育て支援課、福祉保健部厚生課 法令上の根拠: 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務 移転する情報: 個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数: 1万人以上10万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 移転方法: 庁内連携システム 時期・頻度: 照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
66	令和4年3月23日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	【情報照会】 ・番号法 第19条第7号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号 別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(略) 番号法第19条第7号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号別表第2 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(略) 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
67	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠(提供先21~57、64~66)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	法令上の根拠(提供先21~57、64~66)	変更	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
68	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先59	変更	番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
69	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠(提供先59)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	法令上の根拠(提供先59)	変更	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
70	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先における用途(提供先59)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先における用途(提供先59)	変更	番号法第19条第7号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
71	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 法令上の根拠(提供先62、63)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	法令上の根拠(提供先62、63)	変更	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
72	令和4年3月23日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第14号に規定されている。	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
73	令和4年3月23日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21(別紙3 P.1)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先21(別紙3 P.1)	変更	移転先21: 子ども・子育て支援部子育て支援総合センター 法令上の根拠: 番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 移転先における用途: 墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務管理に関する事務 移転する情報: 個人住民税関係情報 移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満 移転する情報の対象となる本人の範囲: 個人住民税の課税対象者 移転方法: 庁内連携システム 時期・頻度: 申請時	移転先21: 削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
74	令和4年6月16日	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
75	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 全ての記録項目(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、住民税・寄附金控除、(略)	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、所得税・寄附金控除、(略)、業務雑所得、ひとり親、ひとり親控除にかかる 控除額、新生命支払額、旧生命支払額、介護医療支払額、新個人生命支払額、 旧個人支払額、妻有区分、医療費支払額、スイッチOTC支払額、特例寄附額、 特例以外寄附額、都条例寄附額、区条例寄附額、所得割減免額(区)、 所得割減免額(都)、均等割減免額(区)、均等割減免額(都)、 居住開始年月日、 障害種別、障害等級、所得金額調整控除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
76	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
77	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容 (P.53)	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
78	令和4年6月16日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
79	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
80	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
81	令和4年6月16日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
82	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.68)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
83	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.68)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
84	令和4年6月16日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
85	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか(P.75)	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年が経過したため
86	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その内容(P.75)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	その内容(P.75)	変更	平成29年度課税分当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
87	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容(P.68)	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	再発防止策の内容(P.68)	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年が経過したため
88	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 対象となる本人の範囲	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	対象となる本人の範囲	変更	個人住民税、軽自動車税の納税義務者 個人住民税、軽自動車税の適正な滞納処分を行うにあたり、特定個人情報が必要なため。	個人住民税及び軽自動車税の納税義務者 その必要性：個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
89	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目	変更	主な記録項目：[] 雇用・労働関係情報 その妥当性： 識別情報：対象者を正確に特定するために記録 連絡先等情報：納税催告書等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の滞納整理事務において、滞納者の実態を正確に把握するために記録	主な記録項目：[] 雇用・労働関係情報 その妥当性： 識別情報：対象者を正確に特定するため。 連絡先等情報：納税催告書等の送付先確認及び本人への連絡等のため。 業務関係情報：滞納者の実態を正確に把握するため。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
90	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手方法	変更	[] その他 (課税原票管理システムの閲覧のみ。)	[] その他 (課税原票管理システム(閲覧のみ))	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
91	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
92	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手に係る妥当性	変更	課税原票管理システムにて課税状況や納付状況等の確認を行うに当たり、個人番号が当該システムの画面に表示されるが、閲覧のみである。	地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に参考となる資料を閲覧している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
93	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	個人住民税及び軽自動車税の滞納処分に必要な各種情報については、番号法第19条第15号に規定されている。	滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例15条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
94	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納管理	個人住民税及び軽自動車税の適正な滞納処分を行うため	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
95	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合するもの、個人番号は課税原票管理システムに表示されるものの閲覧のみである。	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システムは閲覧のみ)。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
96	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるが、当該システムは以下のような保管場所にある。 ・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	・セキュリティゲートにて入退館管理を行っている建物内のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画(指紋認証、監視カメラの設置、記録簿に氏名や入室時間等を記帳)に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID及びパスワードによる認証が必要	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
97	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管期間	変更	課税原票管理システムの閲覧のみであるため、滞納整理事務では特定個人情報を保管していない。	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
98	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	上記のとおり、当該事務において特定個人情報を保管していないため、消去するものがない。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
99	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	変更	印刷ができないよう、課税原票管理システムの閲覧のみに限定されている。	課税原票管理システムの閲覧は、4情報等を基に対象者を特定した後、画面遷移する仕組みとなっており、対象者以外の特定個人情報を誤って閲覧することがないシステムである。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
100	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	変更	閲覧のみのため、必要な情報以外を入手することはない。	課税原票管理システムに記載されている情報は、税額を決定するにあたり必要な情報のみ記載されているため、業務上不必要な情報は記載されない。なお、各機関への調査は、墨田区特別区税条例施行規則に定められた様式により照会を行い、不必要な情報を入手していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
101	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
102	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	1 住民税賦課情報ファイルに記載されている。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
103	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報ファイルが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	変更	閲覧のみのため、存在しない。	課税資料及び添付書類との照合により正確性を確保している。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
104	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報ファイルが漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報ファイルが漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更	閲覧のみであり、メモを取らないようにしている。	閲覧のみとなっている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
105	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。
106	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
107	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の実績 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の実績 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
108	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
109	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	変更	発生あり	発生なし	事後	事故発生時期から3年を経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
110	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク その内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク その内容	変更	平成29年度課税当初課税データ作製業務委託において、特定個人情報を含む約12万件の課税データについて、本区の許諾を得ない再委託が行われていた(平成30年12月14日発覚)。調査の結果、再委託先から外部への特定個人情報等の流出は確認されていない。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年を経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
111	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	変更	特定個人情報を取り扱う業務に委託については、契約締結時に再委託の予定の有無を確認するとともに、再委託の許諾を求める場合は、委託先が再委託先の安全管理措置の内容を含め書面により申し出ることを契約書の特記事項に明記した。また、履行期間中に、契約内容の遵守状況の書面での報告、委託先の実地調査等により特定個人情報の取扱状況を把握するよう、全課に周知徹底を図った。	(空欄)	事後	事故発生時期から3年経過したことによる変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
112	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 死者の個人番号:	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 死者の個人番号:	変更	保管している	保管していない	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
113	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	変更	保管していない。	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
114	令和4年6月16日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	変更	保管していないため、存在しない。	特定個人情報を所持していない。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
115	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【1 住民税賦課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
116	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
117	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの概要	【4 滞納整理情報ファイル】		6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を使用して完全に消去する。	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
118	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【1 住民税賦課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
119	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【1 住民税賦課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
120	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
121	令和4年6月16日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	リスクに対する措置の内容	変更	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
122	令和5年3月31日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	1 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ・ で取得した申告情報の入力を行う。 ・ で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ事業者に申告データの作成を委託する。 パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。	1 個人住民税の賦課業務 【概要】 ・地方税法に基づき、国税庁・住民から提出された申告や、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・非課税証明書を発行する。 【処理の流れ】 国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。 eLTAXにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。 ・ で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 ・ で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 当初課税時においては大量の給与支払報告書が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。 で取得した給与支払報告書のデータを住民税システムに取込を行う。	事後	についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。 については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更にあたらない。	
123	令和5年3月31日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民等から軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムに登録する。 住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 納税義務者に税額を通知する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪の新車登録は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。 他自治体の申告書等については、当該自治体へ回送する。 上記の手続きにより把握した4月1日現在の所有者等（納税義務者）に対し、賦課情報を作成する。 納税義務者に税額を通知する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて、団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。（ は事前）	
124	令和5年3月31日	基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	基本情報	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関から住民等が納付、納入した情報を取得する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を送付する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	3 収納関連業務 地方税法に基づき賦課された個人住民税及び軽自動車税の収納情報を管理する。 【処理の流れ】 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を送付する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。（ については事後）	
125	令和5年3月31日	基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の内容	基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	事務の内容	変更	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	4 滞納整理関連業務 【概要】 地方税法、国税徴収法に基づき、個人住民税及び軽自動車税等の滞納情報を管理する。 【処理の流れ】 個人住民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を各システムから取得する。 滞納者に納税催告書等を発送する。墨田区に住民登録がない者については、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。	

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
126	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 システムの機能	変更	1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷	1 課税資料や電子申告データをデジタルイメージ化し、基幹税務システムと連動させることにより、課税事務の効率化や問合せに対する迅速化を図る。 ・課税資料、電子申告データの画像データ化 ・画像データの管理、検索、出力 ・基幹税務システムとの連携 ・他市回送する課税資料の一括印刷 2 給与所得者異動届出書等に記載された文字をOCR機能によりデータ化し、別途のシステム(RPAツール)で自動入力をさせることで業務の効率化を図る。 ・OCR処理による給与所得者異動届出書等のデータ化 ・不読判定としたデータの修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・宛名番号一括登録機能 3 紙媒体の給与支払報告書に記載された文字をAI-OCR機能によりデータ化させることで、給与支払報告書のデータ作成を内製化させる。 ・OCR処理による紙媒体の給与支払報告書のデータ化機能 ・OCR処理後のエラー修正 ・OCR処理結果等のファイル出力 ・AIエンジンのアップグレード	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
127	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 他のシステムとの接続		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 他のシステムとの接続	変更	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
128	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 システムの機能	変更	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 国税連携システム ・国税連携データ(所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等)の送受信、検索、出力 ・団体間回送(他自治体へ電子データを回送)	地方税に関する手続のうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム データ連携システム 基幹税務システムとのデータ連携 基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込する。 ・共通納税インターフェースシステム(共通納税IFS)、軽OSS連携システム 国税連携システム ・国税連携データ(所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等)の送受信、検索、出力 ・団体間回送(他自治体へ電子データを回送)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
129	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 システムの機能		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム6 システムの機能	変更	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。	○情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
130	令和5年3月31日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8		基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8	追加		システムの名称: RPAツール システムの機能: システムで作成したシナリオにより、個人住民税の賦課業務の内、単純・反復的な入力をパソコンに代替させることで、業務改善の実現を図る。 他のシステムとの接続: 宛名システム等、税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
131	令和5年3月31日	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		基本情報	5. 個人番号の利用	法令上の根拠	変更	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第4項 ・墨田区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第2の1の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更には当たらない

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
132	令和5年3月31日	基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		基本情報	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠	変更	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号別表第2 27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号 別表第2第三欄 <p>(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 番号法第19条第8号別表第2の29、71、115の項については主務省令で定められていない。 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号別表第2 27の項 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号 別表第2第三欄 <p>(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p>	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更には当たらない
133	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		基本情報	(別添1)事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
134	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		基本情報	(別添1)事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更	<p>(備考)</p> <p>国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。</p> <p>eLTAXIにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> で取得した申告情報の入力を行う。 で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 <p>当初課税時においては大量の申告情報が届くため、パンチ業者に申告データの作成を委託する。</p> <p>パンチ入力した申告データを住民税システムに取込を行う。</p>	<p>(備考)</p> <p>国税庁・他自治体・給与支払者・年金保険者・住民から申告情報を取得する。</p> <p>eLTAXIにて受信した電子申告等データを住民税システムに取込を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> で取得した申告情報の入力を行う。一部の単純・反復的な内容については、RPAツールにより入力させる。 で取得した課税資料を課税原票管理システムに登録し、課税資料の画像を随時閲覧できるようにする。 <p>当初課税時においては大量の給与支払報告書等が届くため、課税原票管理システムで登録後にOCR処理し、データ化させる。</p> <p>で取得した給与支払報告書等のデータを住民税システムに取込を行う。</p>	事後	についてはリスクを相当程度変動させる変更ではないため事前の評価の再実施は行わない。については漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
135	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	(別添1)事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
136	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		基本情報	(別添1)事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更	<p>(備考)</p> <p>地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。具体的には</p> <p>住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書等を交付する。</p> <p>賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。</p> <p>軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。</p> <p>また、住民票情報等を照会する。</p> <p>減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。</p> <p>軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。</p>	<p>(備考)</p> <p>住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書等の提出(四輪の新車登録は電子申告(地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可))を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を送付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。</p> <p>賦課処理をし、住民等に対し、納税通知書を送付する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。</p> <p>軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)や課税物件異動通知書を旧課税自治体に対し送付する。</p> <p>また、住民票情報等を照会する。</p> <p>減免申請者に対し、減免決定を行い、決定通知書を送付する。この処理において、必要が生じた場合、団体内統合宛名システム又は住民基本台帳ネットワークに照会し、所在地及び個人番号を特定する。また、必要に応じて団体内統合宛名システム又は情報提供ネットワークシステムを介して生活保護関係情報等を取得する。</p> <p>軽自動車税賦課に当たって必要な情報を団体内統合宛名システムを介して情報照会を行う。</p>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。(は事前)
137	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 3 収納関連業務		基本情報	(別添1)事務の内容	3 収納関連業務	変更		(図の変更)	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。(については事後)

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
138	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 3 収納関連業務	基本情報	(別添1)事務の内容	3 収納関連業務	変更	(備考) 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関や収納代行業者から住民等が納付、納入した情報を取得する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。	(備考) 住民票関係情報を団体内統合宛名システム経由で取得する。墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから取得する。 指定金融機関、収納代行業者、eLTAX等から住民等が納付、納入した情報を取得する。また納付書発行データ等を共通納税システムを経由して送付する。 過納付又は誤納付が発生した場合は、住民等に通知し、還付又は充当を行う。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された公金受取口座での還付金受取の意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を取得し、処理する。 納期限までに完納とならない場合は、地方税法に基づき住民等に督促状を発送する。 収納情報に基づき、申請に応じて各税目の納税証明書を発行する。 軽自動車税納付確認システムを経由して納付情報の登録・照会を行う。	事前	重要な変更 ① 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。 (については事後)	
139	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 4 滞納整理関連業務	基本情報	(別添1)事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更		(図の変更)		事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
140	令和5年3月31日	基本情報(別添1)事務の内容 4 滞納整理関連業務	基本情報	(別添1)事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更	(備考) 地方税法に基づき、対象者の納付状況を確認し、対象者に対して納税相談・分納誓約・滞納処分などを行う。具体的には 賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 住民に対し、納税指導を行う。 他市区町村へ照会・回答を行う。 差押などの滞納処分を執行する。	(備考) 賦課システムから課税情報、収納システムから収納情報を元に納付状況を確認 住民に対し、納税指導を行う。 他市区町村へ照会・回答を行う。 差押などの滞納処分を執行する。 墨田区に住民登録がなく住所が特定できない場合は、住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。	
141	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報ファイルの入手・使用	使用方法	変更	1 各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報(生活保護、障害等)を照会し取得する。 2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。(大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。) ・課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。	1 各種申告書の受付に関する事務 ・住民基本台帳から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を把握する。 ・国税庁、年金保険者、給与支払者、住民から申告情報を取得する。 ・申告情報の他に、賦課に必要な情報(生活保護、障害等)を照会し取得する。 2 住民税の賦課決定に関する事務 ・上記1で取得した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、税額通知関係書類の印刷、封入封緘を委託する。(大量に処理する当初課税時のみ外部委託し、当初課税時以外は職員が行う。) ・課税決定者(普通徴収対象者)、年金保険者・給与支払者(特別徴収対象者)へ税額を通知する。納税通知等が宛先不明等により返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークに照会し、再送付する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
142	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 委託の有無	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	委託の有無	変更	〔委託する〕(3件)	〔委託する〕(2件)	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」には当たらない。
143	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	変更	(省略)	(削除)	事後	漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるため、重要な変更には当たらない。
144	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・委託(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無	変更	〔○〕提供を行っている(63件) 〔○〕移転を行っている(64件)	〔○〕提供を行っている(68件) 〔○〕移転を行っている(67件)	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」には当たらない。
145	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報ファイルの保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」には当たらない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
146	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	() 個人番号対応符号	(○) 個人番号対応符号	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
147	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。 2 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	1 各種申告書等の受付に関する事務 ・各種申告書から住民等の車両情報等を取得する。必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・賦課期日時点の申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税通知書の印刷委託事業者に賦課情報を提供する。 3 更正に関する事務 ・必要に応じて税額更正等を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
148	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスクの交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」には当たらない。
149	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	() 個人番号対応符号	(○) 個人番号対応符号	事前	重要な変更
150	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 主な記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 主な記録項目	変更	[] その他 ()	(○) その他 (口座登録・連携ファイル関連情報)	事前	重要な変更
151	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 その妥当性	変更	識別情報：対象者を正確に特定するために記録 連絡先等情報：督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録	識別情報：対象者を正確に特定するために記録 連絡先等情報：督促状及び還付・充当の通知等の発送に際し送付先確認のため、本人への連絡等のために記録 業務関係情報：個人住民税及び軽自動車税の算出税額を把握するために記録 ○その他：(口座登録・連携ファイル関係情報)：公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	重要な変更
152	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手元	変更	[] 行政機関・独立行政法人等 ()	(○) 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)	事前	重要な変更
153	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手方法	変更	[] 情報提供ネットワークシステム (○) その他 (賦課情報システム)	(○) 情報提供ネットワークシステム (○) その他 (賦課情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
154	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手	1 住基法第7条に規定する事項：住民基本台帳更新の都度、随時入手 2 公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務 還付金発生都度入手	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
155	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手に係る妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手に係る妥当性	変更	住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。	1 住基法第7条に規定する事項については、本人情報確認等の事務効率化のため、団体内統合宛名システムを利用して入手する。 2 口座登録・連携ファイル関連情報については、本人意思に基づいて取得する。	事前	重要な変更には当たらないが任意で事前に提出
156	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用目的	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用目的	変更	個人住民税及び軽自動車税の適正な収納管理	個人住民税・軽自動車税の適性な収納管理及び公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更
157	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。	1 収納管理に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の賦課情報及び収納情報から収納、督促、還付、充当等の収納管理を行う。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムに照会をする。 2 税証明に関する事務 個人住民税及び軽自動車税の収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 3 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	事前	1 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。 3 重要な変更

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
158	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管場所	変更	<p>< 墨田区における措置 ></p> <p>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入室管理(10カード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。</p> <p>「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p>	<p>< 墨田区における措置 ></p> <p>・住民記録管理システムにおいてはサービス利用方式を導入している。システム本体は外部データセンターで稼働しており、厳格な入室管理(10カード、生体認証、監視カメラ、赤外線センサー)が行われている。</p> <p>「住民記録管理システム」は、住民基本台帳、国民健康保険、住民税等の情報が含まれているパッケージシステムであるため、当区の評価書内の当該情報に係るデータの保管場所については「住民記録管理システム」という表記で統一する。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
159	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間 期間	変更	[定められてない]	[6年以上10年未満]	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
160	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間 その妥当性	変更	収納、還付、充当などの収納管理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。	地方税法に基づき、墨田区における保存年限を7年としているため。	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
161	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。	<p>< 墨田区における措置 ></p> <p>・保存年限を経過した納入済通知書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。</p> <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <p>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
162	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手元	変更	[○]その他(課税原票管理システム)	[○]その他(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
163	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手方法	変更	[○]その他(課税原票管理システム(閲覧のみ))	[○]その他(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更にあたらないが任意で事前に提出
164	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手の時期・頻度	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	入手の時期・頻度	変更	滞納者の課税状況や納付状況等の確認を行う際	滞納者の課税状況や現住所等の確認を行う際	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」にあたらない。
165	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法	変更	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	1 滞納管理に関する事務 ・個人住民税及び軽自動車税の滞納情報から、納税催告・滞納処分等の滞納整理を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
166	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法 情報の突合	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	使用方法 情報の突合	変更	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システムは閲覧のみ)。	滞納情報と住基法第7条に規定する事項を突合させる(課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステム)。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
167	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	②保管期間 期間	変更	[定められてない]	[6年以上10年未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
168	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間 その妥当性	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	保管期間 その妥当性	変更	滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	住民税賦課事務担当の管理するシステムであり、滞納整理事務では閲覧のみを行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
169	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	消去方法	変更	ディスク交換及びハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 保存年限を経過した申告書及び帳票等の紙媒体については、外部事業者による溶解処理にて廃棄する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォーム事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
170	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 記録される項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	記録される項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	<p>還付通知ファイル</p> <p>連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、</p>	<p>還付通知ファイル</p> <p>連番、年度、表示番号、表示番号(過誤納時)、還付日、支払開始日、(振込先)金融機関コード、(振込先)支店コード、(振込先)金融機関名カナ、(振込先)金融機関名漢字、(振込先)支店名カナ、(振込先)支店名漢字、(振込先)口座種別、(振込先)口座番号、(振込先)口座名義人、(送付先)郵便番号、(送付先)郵便番号、(送付先)住所、(送付先)番地、(送付先)方書、(送付先)氏名、義務者氏名、特徴個人宛番号、還付理由、正当額(本税)、正当額(延滞金)、納付額(本税)、納付額(延滞)、還付確定連番(最新)、還付発送連番(最新)、支払日連番(最新)、印刷済フラグ、登録日時、ユーザID、削除フラグ、削除日時、削除ユーザ、公金受取口座利用意思の有無</p>	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
171	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク6 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
172	令和5年3月31日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
173	令和5年3月31日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置	変更	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
174	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続		変更	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
175	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能（ 1 ）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（ 2 ）との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。そのため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（ 3 ）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （ 1 ）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （ 2 ）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （ 3 ）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 	事前	重要な変更
176	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
177	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 	事前	重要な変更
178	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更
179	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	変更		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	事前	重要な変更
180	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	変更		〔特に力を入れている〕	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
181	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（ ）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （ ）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 	事前	重要な変更
182	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	変更		[特に力を入れている]	事前	重要な変更
183	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	6情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	変更		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォーム事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事前	重要な変更
184	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7特定個人情報の保管・消去	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	<p><収納管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー設置個所については、入退室管理を行っている。 ・業務用パソコン（ノート）については、盗難防止用ワイヤーを設置している。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	事前	重要な変更

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
185	令和5年3月31日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7.特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	変更	< 収納管理システムにおける措置 > ・ 収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。	< 収納管理システムにおける措置 > ・ 収納管理システムは、庁内のみの独立したネットワークに搭載されており外部接続はしていない。 ・ ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新を定期的に行っている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を図るとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
186	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	変更	課税原票管理システムの管理者がログを保存しており、入手できないようにしている。	滞納整理業務では特定個人情報を使用することがないため、区民との対応で特定個人情報を入手する機会がない。また、特定個人情報が確認可能なシステムでは閲覧ログを保存しており、不正な閲覧があった場合、把握できる体制を整えている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
187	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	変更	記録する媒体がないため紛失するリスクがない	・ 紙媒体による申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止している。 ・ システムからの課税対象者情報の入手では、専用線を経由して情報漏えい・紛失を防止している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
188	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	変更	団体内統合宛名システム内に税情報を保持しないため、紐付けは行われない。	特定個人情報については紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
189	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	変更	特定個人情報は課税原票管理システムの閲覧のみである。	その他システムについても特定個人情報は紐付けを行わない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
190	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	変更	課税原票管理システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	システムを利用する必要がある職員を特定し機能を制限している。また、システムにアクセスするにはユーザーID・生体認証・パスワードによる認証が必要である。	事後	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」には当たらない。
191	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
192	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が管理している。	毎年度、課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの管理者が管理している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
193	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	変更	毎年度、課税原票管理システムの管理者が権限の更新を行っている。	システムの閲覧についてログを保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
194	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	変更	閲覧時にメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	閲覧時に特定個人情報についてはメモ等の記録を取らないよう、教育・指導している。また、地方税法22条、住民基本台帳法42条、番号法による罰則があることを職員に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
195	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策 具体的な対策の内容	変更	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。滞納整理情報ファイルでは、特定個人情報は所持しない。	特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
196	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策 具体的な対策の内容	変更	課税原票管理システムの閲覧のみに制限している。	課税原票管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは閲覧のみに制限している。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
197	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	変更	特定個人情報を紙・電子データともに所持しないよう努めている。	課税対象者の情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行ったうえで住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
198	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	変更		定められている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
199	令和5年3月31日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	変更	特定個人情報を所持しない	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
200	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
201	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	変更	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報の全てを連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。	・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を提供してしまうリスクを防止している。 ・庁内連携システムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできない。移転元から承認された必要最低限の情報しか移転できないよう制御されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
202	令和5年6月26日	【1 住民税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	【1 住民税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	変更	十分である	特に力を入れている	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

別紙4 変更箇所

項番	変更日	項目	項目	項目	項目	項目	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
203	令和5年6月26日	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
204	令和5年6月26日	【3 収納管理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託 情報保護管理体制の確認	【3 収納管理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取り扱い委託	情報保護管理体制の確認	変更	・委託仕様書に、墨田区個人情報保護条例に基づいた「個人情報保護に関する事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	・委託仕様書に、個人情報の保護に関する法律に基づいた「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を設け、個人情報の適正な管理及び保護について万全の対策措置を講ずるよう明記している。 ・委託先の職員に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施・報告させている。 ・申告情報のデータ作成委託においては、委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はI S M S 認証の取得を要件としている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
205	令和5年6月26日	【4 滞納整理情報ファイル】 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示	【4 滞納整理情報ファイル】	特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	本人への明示	変更	滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、墨田区個人情報保護条例15条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	滞納整理に必要な調査については、地方税法20条の11に記載されている。また、個人情報の保護に関する法律69条によって、業務上必要な範囲において利用していることを広く区民に周知している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
206	令和5年6月26日	その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		その他のリスク対策	2. 従業者に対する教育・啓発	従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	変更	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に個人情報保護に関する事項を定め、契約を締結している。	<住民税システムの運用における措置> ・職員等（会計年度職員等を含む。）に対し、課内研修において個人情報保護について指導するとともに、全庁的な個人情報保護に関する研修を受講する。 ・違反行為を行った者に対してはその都度指導を行うこととするが、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託事業者に対しては、契約条項に「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を定め、契約を締結している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。